

Back Number

本論文は

世界経済評論 2024 年 3/4 月号

(2024 年 3 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%
送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

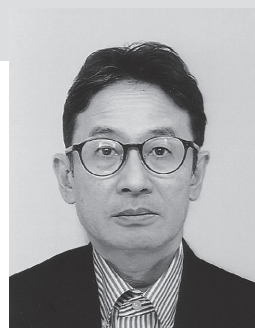
お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

米国は国際通商ルールに背を向けるのか ： IPEF 推進の意味するところ



国際貿易投資研究所客員研究員 鈴木 裕明

すずき ひろあき 慶應義塾大学経済学部卒業，ケンブリッジ大学不動産経済学部大学院修士課程修了。日本債券信用銀行，日本貿易振興機構，伊藤忠商事を経て現職。専門は，米国経済・政治，通商情勢など。著作に，『日本人の「食欲」は世界をどう変えた？』（メディアファクトリー/KADOKAWA），『米国・アジア新国際分業』（共著，ジェトロ）など。

- ・ バイデン政権は，①経済効率を追求し過ぎでの雇用・産業空洞化，②中国が地政学・安全保障上の競争相手として台頭，③温暖化加速，④国内不平等による民主主義の危機，という4つの挑戦に見舞われているとの認識である。その結果生じていた中国一極への供給依存リスク，サプライチェーンの脆弱性リスクが，COVID19のパンデミックにより露わになり，また，2021年1月には議会襲撃事件まで発生した。
- ・ こうした状況に対処する方策として，米国は同盟国を中心としたIPEFを主導した。フレンドショアリング推進を意図し，関税削減を含まず，代わりにデジタル貿易や労働，クリーン技術・インフラ協力，汚職防止などを組み込み，サプライチェーンの危機時にはIPEF内で助け合うといった仕組みは，WTOプラス実現に繋がる半面，無差別原則など国際通商ルールの理念を揺るがそうとするものでもある。
- ・ IPEFのクリーン経済関連などでは資金も投入されビジネスチャンスも期待できるが，半面，2024年選挙でトランプが返り咲いた場合，米国がIPEF，特にクリーン経済から手を引く可能性が高い。日本/日本企業はそうしたケースに備えておく必要がある。

I 通商戦略をめぐるバイデンを 変節させた環境変化

1. サリバン演説にみる通商環境変化

米国では近年，民主党-共和党間の党派対立が激しく，共和党トランプ政権から民主党バイデン政権に代わったことで，気候変動対応など多くの政策が180度逆転した。他方，基本的に踏襲されている分野もあり，通商はその1つであるといえる。

やや単純化して言えば，トランプ政権の通商

スタンスとは，既存のWTO等の国際通商ルールで不利益と考える規定については無視あるいは都合の良い解釈をして，米国内の通商法を勝手に使うといったものであった。典型例が，通商法301条を持ち出している対中追加関税であり，通商拡大法232条による鉄鋼・アルミ製品への追加関税であり，上級委員会委員人事を凍結することによるWTO紛争解決手続き機能の損壊である。これら追加関税はいずれも，WTO紛争解決パネル（一審に相当。最終審上級委員会は機能停止中）で違反認定を受けた。それにもかかわらずバイデン政権は一部除

外しつつもこれらを継続、上級委員人事も凍結したままとなっている。

バイデンは、彼のこれまでの歩み、たとえば副大統領としての TPP の推進などの実績からすれば、国際ルールや同盟関係を重視する国際協調派であると見られてきた。しかし、トランプの過激な手法をそのままにしている様は、もはや国際協調派というには苦しい。

バイデンはなぜ変節したのか。そこには、副大統領時代（2009～2016 年）から大統領に就任した 2021 年までに生じた環境変化によるものと、副大統領時代には見落としていた点をトランプが「発見」し、それをバイデンが引き継いでいるものの、2つの要因がある。

この点を意識しつつ、まずは、バイデン政権の通商環境認識を確認しよう。サリバン国家安全保障担当大統領補佐官は 2023 年 4 月の演説で、昨今の米国が置かれている環境について以下のように解説する¹⁾。

〈論点①〉米国は現在、4つの挑戦に直面している。第一に、経済効率化を単純に当てはめすぎたことによる、戦略物資のサプライチェーンや雇用など国内産業基盤の空洞化、第二に、世界経済に組み込まれても中国が国際ルールに合わせないまま台頭して地政学・安全保障面での競争相手となり、経済的依存が危険となったこと、第三に、温暖化危機の加速、第四に、貿易等による経済成長が結果として国内に不平等をもたらした民主主義にダメージを与えていることである。

〈論点②〉こうした状況に対して通商政策は、関税削減を主とした伝統的な FTA では対応できず、新たな地域経済イニシアティブを立ち上げる必要がある。それが IPEF（インド太平洋

経済枠組み）であり、APEC（経済繁栄のための米州パートナーシップ）である。非市場経済的な慣行や政策による脅威に対処するためにも、WTO は改革していく。世界は変わり、既にゲームは同じではない。

〈論点③〉安全で持続可能な経済を作るために組む同盟国には、より多くを期待する。中国とはデカップリングではなく、リスクの低減（デリスキング：de-risking）と分散（diversifying）。貿易を遮断しつつあるわけではない。

2. 経済効率追求の副作用と中国の台頭

上記論点①の1つめ、経済効率化の追求による副作用の問題は新しい話ではなく、日米貿易摩擦など前世紀後半より長く続いている。それが危険領域に達してきたと認識された背景としては、2000 年代、グローバリゼーションの進展によるスマイルカーブ戦略²⁾ 加速に、WTO 加盟を果たした中国による大規模かつ高速な輸出攻勢が重なって、国内製造業基盤の一部衰退が生じ、製造業失業者も増加したことがある³⁾。その結果、製品供給の海外依存が増え、中国への一極集中・依存が目立つようになっていた。この点はバイデンの副大統領時代に顕在化していたにもかかわらず民主党は軽視、2016 年の大統領選挙において失業者層を「忘れられた人々」として重視したトランプの勝利へと繋がる大きな要因となった。

そのトランプ政権下の 2020 年、新型コロナウイルスのパンデミックが生じて、医療品等、中国に依存していた重要物資の供給が一時停止、世界的な品不足となる。この経験は、バイデンの副大統領時代以降に生じた大きな変化・ショックであった。トランプ政権は、それまで「忘れられた人々」の雇用重視は喧伝していた

も、サプライチェーン・リスクへの警戒感は比較的薄かった。それがコロナ禍を機に一気に顕在化した。

加えて、国内産業基盤の確保は軍事面からも喫緊の課題となっている。ICT を中心とした先進技術においては、かつての「軍事技術開発→陳腐化したものから民間企業に移譲」との順序ではなく、民間の技術開発が先行し、それを軍事転用するなど、軍民が共に先端技術を開発・保持するようになってきている。そのため、先端分野における民間産業空洞化は、即、安全保障上の大きな懸念となる。この点はバイデンの副大統領時代にも認識され、トランプ政権下でも引き継がれていた。この面でも焦点は中国となる。

そこで、論点①の2つめ、中国の台頭である。2010年代以降、米国の安全保障面での警戒対象として、中国の存在が急拡大する。中国は経済・技術・軍備・外交等多方面において米国の予想以上の規模とスピードで台頭。それにもかかわらず対外姿勢は強硬化、内部体制でも自由化方向から逆転したことから、米国は2022年の国家安全保障戦略において中国を「競争相手」と定義した。米国側の歴代政権ごとでみれば、オバマ政権（バイデン副大統領）時代に対中警戒感が高まりだし、トランプ政権時代に外交方針を転換、バイデン政権時代になってから具体的政策の展開を加速した形である。中国は近年特に ICT 関連技術の発展が目覚ましく、また、国家資本主義＝軍民密接の特徴を色濃く有することから、米国民間部門の先端技術の中国民間企業への流出がそのまま軍に渡る危険性を重視。バイデン政権ではリスク低減のための手段として、一連の規制（輸出管理・対内投資・対外投資等への規制）を強化・新設して、

技術流出の事前回避に動いた。一連の施策は、自由な貿易投資を妨げるという意味では国際通商ルールの理念とは反するものではあるが、バイデンが変節したというよりは、環境変化に対する超党派での対応の流れの中にあるというべきだろう。

3. 米国の感じる WTO の不都合

ただしサリバンの言う「中国等が国際ルールに合わせないまま」という点は、少なくとも通商に関しては、米国がそれを責められる立場なのか、と言いたくなる面もある。国際通商の場において、先に派手に国際通商ルールを破ったのはトランプ米国政権であろう。

もっとも、トランプが「切れた」原因は、中国のやり方にもある。中国は、WTO を基本的には遵守し、また相手国にも遵守を強く求めてきた。ただし、既存制度では定義や適用の微妙なところ（国有企業や補助金など国家の経済への関与具合など）、加盟国任せとなっているところ（中国の途上国認定など⁴⁾）、規律の緩いところ（補助金等の WTO への報告義務の遅滞など）を最大限活用してきた。財の生産部分に比較優位を持つ中国にとっては、財の貿易投資自由化こそが利益であり、財への関税を中心とした規律体系である WTO は非常に都合が良い。既存の国際ルールを自国の利益のためにグレーゾーンまで含めて使い倒すことは、加盟国に認められる権利の枠内ではあろう。しかしそうした振る舞いは、経済規模が大きいだけに悪影響が大きくなるし、他国からの反発も大きくなる。大国なりの規律・矜持も期待されるはずである。

他方、米国側にしてみれば、WTO は使い勝手が悪くなってきている。米国は経済のサービ

ス化が進み、スマイルカーブの上流部分（設計・開発等）や下流部分（ブランド・マーケティング等）など、サービス分野に比較優位を持つようになっていく。前身の GATT から 1995 年に WTO が設立された際には、サービスや知的財産権に関する協定⁵⁾ が組み込まれたものの十分とはいえず、しかもそれ以降、サービス経済は拡大かつ複雑化しているために、既存の WTO ルールではさらに不十分な状況となっている。そこで、上述した中国の振る舞いへの対応も含め、WTO 規定をアップデートしようとしても、意思決定が全加盟国によるコンセンサス・ベースであるために叶わない。それにもかかわらず、自由化ルールが厳しく定められている財貿易では、アップデートに反対しているような他国が WTO の恩恵を受けて厳しく攻めてくる。

歴史を振り返れば、そもそも WTO は、米国以外の国々からすれば、それまで輸出国に輸出自主規制を飲ませ、通商法 301 条など一方的措置で攻めてきた米国を抑えよとの意図が込められていた。米国はサービスや知的財産権に関する協定などを得ることの代償として輸出自主規制などは手放したが、セーフガードやアンチダンピングなど従来から多用していた貿易救済措置の活用によって一定程度の保護は維持できると踏んでいたものと考えられる。しかし実際に起きたことは、米国のこうした措置に対する WTO 紛争解決手続きへの相次ぐ提訴であり、多くのケースでの米国敗訴であった。この過程で、米国は WTO 制度、特に紛争解決制度に不満を募らせていく⁶⁾。

そうした不満が長年鬱積していたところに、それまでの比でない規模とスピードで、中国から米国へ輸出製品が流れ込んだ。それに伴い、

米国の貿易救済措置の対象も、日本や韓国から中国へと急速にシフトしていく⁷⁾。しかも日韓などとは異なり、中国はそこで米国から稼いだ資金をもとに軍拡を含む強硬な外交を展開し始めたわけである。

4. 民主主義を壊す不平等

論点①の 4 つめ、貿易による経済成長が国民に平等に裨益する理論的根拠はなく、むしろそのままでは不平等に繋がることも十分に考えられる。したがって政府の役割は、輸入と競合して失業した労働者の再教育と転職支援であり、裨益する産業から被害を受ける労働者、地域、企業等への再分配となる。米国にはこうした支援制度も存在している（貿易調整支援と呼ばれる）が十分には機能せず、破綻した工業地帯は荒廃して、貧困とともに多くの鎮痛剤中毒者を生み出し社会問題となった。

繰り返しになるが、この構図自体は前世紀の日米貿易摩擦の頃と変わらない。違ったのは、相手が中国という莫大な生産力をもつ国家工場であったことによるそのスピードと規模である。さらには、前世紀には失業者はそれまでの仕事で培ったスキルを活かせる別の製造現場に移ることが比較的容易であったものの、今世紀では製品横断的に労働集約的な工程が中国などにアウトソースされるといった傾向が強まったことから、失業した製造業労働者は、プログラマーやカフェの店員、老人ホーム職員など、再就職にあたり全く別スキルを求められるようになった。こうした変化も、米国失業者の困難を増したものとみられる⁸⁾。以上の点をオバマ政権の無策として煽って支持を獲得し、大統領になったのがトランプであった。以来、共和党を支配するトランプイズムは分断を深める形で支持

固めを続けるようになり、半面、民主党側は、荒廃地域の国民に寄り添うというよりは、温暖化対策や社会問題などにおいて上から目線で説教するニュアンスが出てしまう。相互不信の行き着く先が、2021年1月6日の議会襲撃事件であった。まさに、民主主義の危機である。

以上の状況、さらには温暖化対応加速の必要性（論点①の3つめ）をも背景として、通商政策の転換（論点②）がある。従来に関税を引き下げることを中心にしたFTA推進は、論点①でいうところの経済効率化の単純な当てはめであり、上述の諸問題を解消どころか悪化させてしまうことになる。では米国はどうしようとしているのか。この文脈において、IPEFが登場するのである。

II IPEF は WTO を補強するが揺るがしもする

1. 経済効率追求が目的でない IPEF

IPEF (Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity: インド・太平洋経済枠組み) は、2022年5月に米国が主導して立ち上げが発表されたもので、「貿易」、「サプライチェーン」、「クリーン経済」、「公正な経済」の4つの柱からなるが、そこに関税削減は含まれない。IPEFは経済効率追求・関税削減中心というこれまでのFTAではないということである。

さらにもう一つ、IPEFを特徴づけるのが加盟国の選択である。米国、日本のほか、オーストラリア、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの合計14か国であり、中国や、ASEAN諸国中でも中国に近いラオス、カンボジアが含

まれていない。これもサリバン演説にあった（論点①の2つめと論点③）ように、IPEFは中国一極集中リスクを回避してデリスキングするためのものであり、フレンドショアリング作成ツールといえる。ただし、米国との距離感をみれば13国間でかなりのバラつきがあるの是一目瞭然であり、相互にどれほど「フレンド」と認識しているのかは微妙なところがある。

本稿執筆時点では4つの柱のうちで「サプライチェーン」についてのみ条文が公開され、11月にAPEC首脳会議のタイミングで開催されたIPEF閣僚級会合において、加盟国が署名を済ませた。残る柱に関しては、「クリーン経済」と「公正な経済」は実質妥結、「貿易」については交渉が続いている。

2. サプライチェーン～実効性確保はこれから～

中身について少し立ち入って見てみよう。サリバン演説を前提とすれば、4つの柱の中で、米国にとって「サプライチェーン」の重要度は高い。「サプライチェーン」では、中心となる3つの機関を立ち上げる。機関の1つめ、「理事会」はサプライチェーン強靱化のためのハード/ソフトインフラ整備などの議論・勧告を担当する。これは危機への備えであると同時に、フレンドショアリングのための投資環境整備ともいえる。ただし、インフラ整備がIPEF加盟国との関係深化を意識したものであったとしても、加盟国外との貿易投資にもプラスとなる面は大きい。機関の2つめ、「危機対応ネットワーク」はサプライチェーン危機（途絶）への準備・対応（窓口）の役割を果たす。機関の3つめ、「労働者権利諮問委員会」はサプライチェーン回りの労働者の権利保護などを担当する。

IPEF は、通商協定というよりも実態としてはむしろ G7 のようなフォーラム的な性格とも見える⁹⁾。協定文自体には通常の通商協定のような具体的な品目・分野の特定はなく、その段階から各機関に委ねられることになる。従って重要なのは、こうして用意された各機関において今後、何が実行できるかである。展開によっては、IPEF がフレンドシップリング推進のベースとなり、米国にとってもその他の加盟国にとっても価値あるものとなる可能性がある。その半面、強い拘束性の導入は難しいとみられ、各国の協力・履行がどれくらい進むのかは依然未知数でもある。

また、サプライチェーン途絶等の緊急時にも、IPEF がどれくらい実効性を持つかは不透明である。IPEF 条文では、各締約国は「可能な範囲内で」、「市場原理の尊重及び市場のゆがみを最小化するという目標に従い」、「民間部門によって主導され」、「他の締約国の対応を支援する」とある（12 条 3 項）。国が介入せずに経済原則に任せれば、価格が高騰するため、その財を産出できる企業は IPEF 加盟国を優先することはなく、高額な対価を払える相手から販売していくことになる。逆に、国が完全介入して価格統制・輸出制限を課するならば、自国、次いで IPEF 加盟国に比較的安価で優先的に販売することが可能になる。要するに、条文で言う「可能な範囲内」の匙加減ということになる。

WTO との整合性については、維持可能ではあるものとみられる。IPEF には、この協定のいかなる規定も WTO 違反を要求するものではないと明記されている（18 条）が、危機時の一時的な輸出制限であれば、WTO ルールでは GATT 11 条 2 項 (a)、同 20 条 (j) などで容認されている。では、どこまでが「危機」なのだろ

うか。安全保障上の危機の認定に関しては、争点の条文が異なるが、トランプ政権が鉄鋼・アルミ製品に追加関税を課した例もある（GATT 21 条（安全保障のための例外条項）の拡大解釈。上述のとおり、WTO 紛争解決パネルにて違反認定）。バイデン政権も依然として、一部緩和・除外しつつもこれを継続している。

また、不足物資を優先供給する相手国の選別はどこまでが正当化されるのか、どういう基準に合理性があるのか。新型コロナウイルスのパンデミックの際にも、医療物資やワクチンのグローバルな分配プロセスは、国によって普及に大きな格差が生じたこともあり、大いに問題となった（鈴木、2022）。

現状、WTO 紛争解決の上級委員会機能は不満を持つ米国が停止しており（上級委員の任命凍結）、適切さを欠いた IPEF の運用が生じても、これを実効的に止める手段はない。他方において、緊急時に、縛りの緩い協定である IPEF を「抜け駆け」する加盟国/企業が出てくる可能性もある。前述したように、加盟各国の米国との距離感にはかなりバラつきがあるのである。

結局、今はまず枠組みが出来た段階であって、全てはこれからの各機関の議論・運用次第といえる。

3. 交渉が難航する「貿易」、実質妥結の「クリーン経済」「公正な経済」

以下、その他 3 つの柱については、交渉中乃至は条文公開前であり、情報は限られる。

交渉中の「貿易」には、デジタル貿易、労働、環境、競争政策や貿易円滑化などが含まれる。上述したような、米国が WTO をアップデートしようとして思うように果たせなかった分野に

含まれるものが多く、既存の FTA でいえば、最近の「ハイレベルな FTA」の物品関税以外の部分に関わるところといえよう。妥結した暁には、WTO ルールを強化補強するものとなろう。しかし、それが故にインドはこの柱には参加しておらず、途上国側としては総じて対応するための負担が大きくて受け入れにくいものもあり、交渉は難航している。

実質妥結の2つの柱のうち、「クリーン経済」はサリバン演説の論点①の3つめに対応する。内容を見ると、参加国のクリーン経済化（エネルギー転換や気候変動への強靱化など）促進を目的としており、技術開発・商用化、相互認証、相互接続性などの言葉が並ぶ。域内インフラ計画推進のための IPEF 基金立ち上げも合意されている。総じて、途上国側にとっては分かりやすいメリットとなる一方で、先進国側にも新技術などの普及や途上国市場囲い込みを狙えるものであろう。クリーンエネルギー関連製品でも生産、供給の中国一極集中が進んでいることから、論点①の2つめへの対応策ともなる。この柱については、G7 で立ち上げたグローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) と関連させていく方針が示されている。もう1つの実質妥結した柱、「公正な経済」では、汚職対策や税制の透明性向上、マネーロンダリング防止などが進められる。目的は、より透明性や予見可能性の高いビジネス環境を創造することによって貿易投資を活発化しようというものである。フレンドショアリング推進になると同時に、IPEF 外の国々に対しても投資先としての魅力向上に繋がる。これら2つの柱は、いわゆる「通商協定」のイメージからは外れるが、近年の FTA では、基準・認証や汚職防止なども「貿易」の柱の各項目と並んで交渉に含まれる

ようになってきている。

4. IPEF の楽観できない二面性

こうして見てくると、IPEF は、デジタル貿易や汚職防止など、既存の WTO ルールや古いタイプの FTA では未対応あるいは不十分な分野をカバーしようとする部分もあり、インフラ整備のように、IPEF 非加盟国にもメリットが及ぶものもある。これらの点に関しては、IPEF は WTO に象徴される国際通商ルールの原則、すなわち無差別な貿易投資自由化に資するものである。

その一方で、サプライチェーン途絶等緊急時においては、他の加盟国が重要物資を確保する支援に努めることとされ、また平時でも、重要物資のサプライチェーンを加盟国内で構築・増強できるように手当てしていくという方向性である。これは、まさにフレンドショアリングであって、フレンドとフレンド以外を差別する思想は、無差別原則とは反する。

つまり IPEF は、WTO を補強し、かつその理念を揺るがしもする二面性を有する。現時点ではまだ枠組みが出来つつある段階というべきであり、そのどちらが強くなるかは、これからの IPEF 下の各機関での議論次第ということになる。

ただし、状況はあまり楽観できないのではないか。サリバン演説で見たように、米国はこれまでの国際通商体制/ルールに限界・弊害を感じており、それを解消するために IPEF という新しい協定作りを主導したのである。たとえば、フレンドショアリングの動機は、「競争相手」と定義した中国の台頭によって、米国が対中依存に安全保障上（経済安全保障および軍事安全保障）の危険を見出したことにあった。こ

の点では、安全保障上のブロック化に近い発想である。WTO が設立されたのはポスト冷戦期、すなわち安全保障を意識したブロック化が不要となった時期である。また、WTO の前身である GATT の成立時メンバーに東側諸国は含まれず、メンバー内において安全保障上の警戒が必要な相手はいなかった。そうした状況だったからこそ無差別原則が成立しえたともいえ、米国は、その前提が近年、崩れてきており、留保なしの無差別原則はもはや維持出来ないと宣言しているようにみえる。

改めて、サリバン演説に立ち帰ってみれば、「世界は変わった」と断じている。世界をひとまとまりの市場かつ生産拠点とみるグローバリゼーションはあまりに速く無分別に進み過ぎてしまい、安全保障面のみならず国内政治経済運営など、あらゆる面において維持困難であると解説しているのである。

他方において、まさにそのグローバリゼーションによって経済相互依存が深く組み込まれているため、ブロック化といっても簡単にはいかない。経済を壊しては拙い。したがって、経済相互依存を先端技術等の重要分野に限って引き剥がし、それ以外の分野については経済合理性による国際分業を残す（サリバン演説の論点③にあるデカップリングではなくデリスクングとの主張）。その文脈において、実効性には未知数な部分も多いものの、出来るところから緩やかかつ最小限のブロック化を進めるのが、米国にとっての IPEF といえるだろう。

IV 今後の米国の通商戦略と日本の立場

ここまで国際通商ルール原則や WTO との関係を意識しつつ、米国の通商戦略の変化と

IPEF を概観してきたが、その結果はあまり樂觀的にはなれないというものであった。それは、GATT～WTO 体制下において、曲がりなりにも無差別で自由な貿易投資を原則とする通商環境を追い風にして経済成長を達成してきた日本にとっては、マクロでは逆風となるものであろう。もっとも、個別の産業や案件ベースでみれば、ファンドへの資金投入やプロジェクトが進みつつあるために、ビジネスチャンスも生じよう。

では、そうした IPEF の未来はどれほど確定的なのか。トランプは、大統領に当選した場合には IPEF を破棄すると明言している。IPEF には効力発生後 3 年経たないと脱退を通告できないと定められてはいる（サプライチェーン協定 23 条）ものの、トランプあるいはトランプビズムの孤立主義を有する候補が大統領となった際には、放置して死に体にしてしまうことも考えられる。2024 年大統領選挙の趨勢は、現状ではトランプの返り咲きの可能性は十分にある。その可能性が五分五分であるとするなら、IPEF が 2025 年以降も今の内容のまま継続される可能性もまた五分五分でしかないといえる。

そうなった際に、日本をはじめとする米国以外の加盟国はどう対応するのか（TPP からの米国脱退の経験が想起される）、プロジェクトに参画した企業はどうするのか、今から「プラン B」を用意しておく必要がある。

IPEF から離れて、米国の通商スタンス全般の方向性をみれば、政権交代があっても引き継がれる部分は大きいであろう。サリバン演説に見られる「4つの挑戦」は、温暖化問題を除けば、そもそも多くはトランプ政権から引き継がれたものであり、超党派である。ただし対処

方法が、バイデン流の IPEF からトランプ流に代わり、強引かつ孤立主義的になる。フレンドショアリングからリショアリングへのウエイトのシフト、追加関税強化、数値目標等の管理貿易化、反 WTO 姿勢強化など、トランプ政権 2.0 が展開されることが想定される¹⁰⁾。国際通商ルールに対する米国の今後の姿勢を見通したならば、バイデン政権の現在が最善ということになっても不思議ではない。

[注]

- 1) 演説から本稿に関連する部分を中心に大意を抜粋した (The White House, 2023)。
- 2) 付加価値が相対的に高い上流部分 (設計・開発等) と下流部分 (ブランド・マーケティング等) を米国内に残し、付加価値の低い中流部分 (製造等) を海外 (自社拠点あるいは現地企業) に移管することによって、利益を最大化しようとする戦略。
- 3) 製造業労働者の減少は実際には機械化によるものが中心との見方が多いが、輸入は世論的に「悪者」にされやすい。しかもこの時期は、中国からの輸入で 100 万人規模の労働者減少があったと推計 (Acemoglu et al., 2016) されており、なおさらであった。貿易の雇用に対する悪影響を過大視する傾向は、超党派で組み込まれて現在も継続している。
- 4) WTO ルールにおいては、自国が途上国であると自己申告すれば途上国に対する優遇制度 (特別かつ異なる待遇: Special and Differential Treatment: S&DT) が受けられ、中国は未だに途上国のまになっている。
- 5) サービスの貿易に関する一般協定 (GATS: the General Agreement on Trade in Services)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs 協定: the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)。
- 6) 米国の主要な WTO 批判としては、(1) 紛争解決手続きでは、新たなルールを策定したり既存協定の改変を行うべきでない、(2) 加盟国の安全保障上の措置を判断する権利や、非市場経済的慣行から労働者やビジネスを保護する権利を侵害すべきでない、(3) 司法的性質が強まり過ぎて当事者間協議などの可能性を狭めている、などが挙げられており、WTO 設立当初の紛争解決手続きの理念が失われているとしている。(「WTO 紛争解決制度改革に対する米国の方針」WTO 事務局資料 (2023 年 7 月 5 日米国コミュニケーション) (安田, 2023))
- 7) 米国の貿易救済措置と WTO 提訴については、Bown and Keynes (2020) を参照した。
- 8) こうした傾向を猪俣 (2023) は業務空洞化による非熟練労働への需要減少と説明している。
- 9) 実際に、2023 年 11 月の IPEF 首脳会合後の共同声明では、forum と表現している。
- 10) 選挙キャンペーンサイトやインタビューにおいて、トランプは通商政策として、①ほとんど全ての海外製品に対して 10% の追加関税を課す (universal baseline tariffs)、②中国に対する最恵国待遇を取り消し、4 年間で中国からの全ての必須財 (電子機器から鉄鋼、医薬品に至る全て) の輸入を無くしていく (national reshoring plan)、迂回輸出も許さない、③中国との対内・対外投資は明らかに米国の利益になるもの以外は禁止する、などとしている。詳細については明らかにしていないが、de-risking ではなく decoupling 寄りの政策といえる。

[参考文献]

- Acemoglu, Daron, David Autor, David Dorn, Gordon H. Hanson, and Brendan Price (2016) "Import Competition and the Great US Employment Sag of the 2000s" *Journal of Labor Economics*, 2016, 34(S1), S141-S198.
- Bown, Chad P., and Soumaya Keynes (2020) "Why Trump Shot the Sheriffs: The End of WTO Dispute Settlement 1.0" Working Paper 20-4, Peterson Institute for International Economics
- The White House (2023) "Remarks by National Security Advisor Jake Sullivan on Renewing American Economic Leadership at the Brookings Institution", APRIL 27, 2023
- 安田啓 (2023) 「WTO 改革の行方」地域・分析レポート/特集：分断リスクに向き合う国際ビジネス、日本貿易振興機構、2023 年 8 月 29 日、<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0801/c949a55fd30ef6a6.html>
- 猪俣哲史 (2023) 「グローバル・バリューチェーンの地政学」日本経済新聞出版
- 鈴木裕明 (2022) 「コロナ禍で炙り出されたグローバリゼーションの影とその対応」、現代公益学会編『SDGs とパンデミックに対応した公益の実現』文真堂